

令和7年度 法科大学院入学者選抜試験問題

憲 法 ・ 刑 法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、憲法、刑法の2科目で120分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
5. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 解答用紙は、憲法2枚、刑法2枚です。2枚目の解答用紙にも受験番号・氏名を記入し、ホチキスは、はずさないで使用してください。
 - (3) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (4) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
6. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
7. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【憲 法】

設問 以下は架空の事案である。

日本国民である中年のXさん（以下、Xと呼ぶ）は、学生時代から全国各地の災害地にボランティアとして駆けつけ、現地での倒壊家屋の片づけや避難所での食料の配布などを行ってきた。このいわゆるボランティア活動は、報酬が与えられないのはもとより、交通費や食費も原則として自費で賄わなければならないのだが（地域差などはあるが）、ボランティアとしての日々が、Xにとっては自分の生きがいであると感じてきた。Xは、災害で必要となればすぐにボランティアに参加できるように、普段は一日単位の単発アルバイトとして、音楽などのコンサートやイベントで会場の整理や道具類の運搬などで働いている。

Xとしては、あくまで災害地のボランティア活動をいつでも行うために、単発のコンサート会場での労働を引き受けていたのだが、たまたまベテランとしてコンサート会場の整理などに手慣れているXの活動が、ある有名アーティストの目にとまった。「全国のコンサート会場の整理は、すべてあなたがリーダーとして若いバイト君たちを指導してください。」などという一方的なセリフがアーティスト側から伝えられた。それを聞いたXは、「自分は災害時のボランティア活動のために、それ以外の時間帯だけ、アルバイトとして会場に来ているので、どうしても無理です。」と、ていねいに断ったつもりだった。ところが、有名アーティストは激怒し、コンサート終了直後のまだ大勢の客がいる時間に、「会場整理係のそこのあなた！！明日から災害ボランティアに行くためだからといって、本日の会場整理をいい加減にするのは、音楽ファンの皆さんに迷惑だよ。」と叫んだ。

Xは、精神的なショックで倒れこみ、救急車で病院に運ばれたが、病気は一時的なものだった。しかしながら、本人にとり、ほぼ唯一の可能な仕事であるアルバイトの会場整理係などが、事実上まったく出来なくなってしまった。生活の基盤を失ったXは、行政機関（福祉事務所）で生活保護の申請をした。一定額の給付がなされるようになったが、Xが、仕事はしないのにボランティアとしての活動はあいかわらず続けていることが、行政側の知るところとなった。「人様のためのボランティアでなく、あなたが自立するための仕事をすべきです。」と行政側に指摘され、その際、行政側からは、生活保護法第1条「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」が引用された。ところが、Xの生活ぶりはあいかわらずで、「自分はボランティアのために生きているのです。」と反論した。そこで生活保護の支給がストップされ、そのまま廃止された。

Xは、「ボランティアは自分自身の人生そのものだから、憲法においても幸福追求権という人権にその生き様の根拠があるのであって、生活保護法の憲法上の根拠である生存権とは一緒くたにされなはいはずですよ。もちろん、自分には幸福追求権と同時に、生存権もありますし。」という主張を、無料法律相談で弁護士Yに述べた。

あなたが弁護士Yであるとして、Xの主張について、ていねいに解説するためには、どのように述べるか。以下の問1、問2それぞれにつき、論じなさい。

（問1）本問の事案において、幸福追求権についてのXの主張は妥当か。理由とともに述べなさい。
(40点/80点満点)

（問2）本問の事案において、生存権についてのXの主張は妥当か。理由とともに述べなさい。
(40点/80点満点)

以 上

【刑 法】

次の【事例】における甲の罪責について、事実を評価しつつ論じなさい。

【事例】

- 1 甲は、再婚した夫、および夫が前の妻との間に設けた長男A（当時 38 歳）と同居して、農業に励んで十数年生活していたが、同居を始めて間もなく、Aと情を通じる関係になった。ところが、Aは病気がちであり、とくに近年は歩行が不自由になって働いて家にお金を入れることができないのに高価な腕時計を身につける趣味があり、家計の負担になってきたことから、甲は、次第にAをうとましく思うようになった。
- 2 甲は、夫が不在のある夜、寝床の中で眠れないままAのことに思いをめぐらせ、Aは家計に負担をもたらすだけの存在であり、また、Aを遠ざけて、自分とAとの関係を夫に暴露されたりすれば、非常に困ったことになる、などと考えているうちに、いっそAを殺害してしまうほかはないと決意した。
- 3 そこで、甲は、同夜、某日午前1時ころ、甲の居宅内のAが就寝している部屋に行き、部屋にあった仕事に使う麻縄を30センチメートルほどの長さに切り取ると、それを、熟睡中のAの頸部に巻いて両手で力いっぱい絞めつけた。しばらくするとAが身動きをしなくなったので、甲は、Aがすでに死亡したものと思い、手を離れた。
そのとき、A所有の腕時計3個が棚の上に置いてあるのが目に入った甲は、いまましい思いがわき、これらを後日売却して金に換えるつもりで自分の服のポケットに入れた。
- 4 その後、甲は、自分の犯行が発覚するのを防ぐ目的で、Aを山中に運んで捨てようと考え、ぐったりしたAの体を家の前に止めてあった軽トラックまで運んで助手席に乗せ、自ら運転して居宅から1キロメートルほど離れた山中に至った。甲は、農道脇にくぼんだ場所を見つけると、Aの体を車から降ろして、その場所に横たえ、軽トラックに積んでいたスコップで、周囲にある土や木の枝葉を上からかけて隠すと、乗ってきた軽トラックを運転して帰宅した。
- 5 ところが、実際には、Aは、居宅内の部屋で首を絞められたときに死亡してはおらず、山中に埋められたときにもまだ生きていた。しかし、その後、身動きができない状態で土を吸い込むなどしたことにより窒息し、同日午前6時ころ死亡した。

以 上